

公明推進の「手話言語条例」

施行に合わせ 事業展開へ検討進む

大阪府

H28.10.30 公明

大阪府は現在、来年4月の施行をめざし「手話言語条例」の作成作業を進めている。都道府県別では10番目と決して早くはないが、府では、条例と同時に並行で具体的施策の展開も検討中だ。現状を追った。

■大矢秀和記者

全日本ろうあ連盟によれば、手話言語条例が制定されて



れている自治体は9県46市町（10月14日現在）。ところが、鳥取県など一部を除き条例を制定した自治体でも、条文を踏まえ具体的な事業展開となると啓発事業が主で、決して十分とは言えない実態が垣間見える。

こうしたことを踏まえ、府では、条文作成と並行して具体的施策の検討にも力を入れているのだ。

府が施策の第一弾として位置付け準備を進めているのが、聴覚障がいのある子どもについて、乳幼児期から手話に触れ身に付けさせる教室の設置だ。条例に盛り込むべき内容を議論した検討部会の中で、部会長の河崎佳子・神戸大学教授が、京都市聴覚言語障害センターで手話を使った絵本の読み聞かせなどを行っている取り組みを紹介。府はこの事例に着目し、実際に同センターにも足を運んだ結果、今後、関係機関や河崎教授とも連携して教室の設置準備を加速していくという。このほか、府は教育現

場での手話の授業や、企業と連携しての手話の普及などの施策についても検討を急ぐことにしている。

一方、条文についても、実施を担保するため、手話通訳士の育成に関する文言を盛り込む方向が提案されるなど議論が進められている。条文案は年内をめどに完成させる方針だ。

◇

教育現場に導入。乳幼児期から学ぶ場も

同条例について公明党は度々、府議会で取り上げてきた。特に、今年2月の定例会で林啓二議員が条例施行に向けた検討の場の立ち上げを求めたのに対し、松井一郎知事が来年4月の施行に向け、検討部会の設置を明言していた。

大阪聴力障害者協会の大竹浩司会長（右から2人目）らと手話で会話する府議会公明党